

(様式例第11)



徳病経第 126 号
平成 28 年 10 月 5 日

徳島県知事 殿

徳島県病院事業開設者
申請者
徳島県知事 飯泉 嘉門 印



徳島県立三好病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成27年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
氏名	徳島県知事 飯泉嘉門

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

徳島県立三好病院

3 所在の場所

〒778-8503 三好市池田町シマ815-2	電話 (0883) 72 - 1131
-------------------------	---------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	6床	8床	床	206床	220床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 4 床 人工呼吸器、患者監視装置、超音波診断装置、血液浄化用装置
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置、血液ガス分析装置、 多項目自動血球分析装置、全自動血液凝固測定装置、全自動免疫測定装置
細菌検査室	(主な設備) 全自動感受性検査装置、全自動血液培養・抗酸菌培養装置 顕微鏡
病理検査室	(主な設備) クリオスタット、顕微鏡、病理診断画像伝送装置
病理解剖室	(主な設備) 病理解剖台、解剖機械一式
研究室	(主な設備) パソコン、プリンタ、書庫
講義室	室数 1 室 収容定員 100 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 2,600 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 患者搬送用自動車 保有台数 2 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 11.96 m ² [共用室の場合] 薬剤科長室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	51.1%	算定期間	平成 27年 4月 1日～平成 28年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	98.8%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		2,760 人
	B : 初診患者の数		5,396 人
	C : 逆紹介患者の数		5,331 人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
		別紙1のとおり	常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	10床
専用病床	10床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急室	289.68 m ²	(主な設備) ベッドサイドモニタ、超音波診断装置、心電計、除細動装置	
画像診断室	847.06 m ²	(主な設備) 一般撮影装置、連続血管撮影装置、MRI、CT	
検査室	283.65 m ²	(主な設備) 生化学自動分析装置、血液ガス分析装置、血管凝固測定装置	
	m ²	(主な設備)	
	m ²	(主な設備)	

4 備考

救急告示病院

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	1,928 人 (985 人)
上記以外の救急患者の数	6,094 人 (677 人)
合計	8,022 人 (1,662 人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	2 台
---------------	-----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

○ 共同利用をおこなった医療機関の延べ数	CT検査 201件	MRI検査 132件
うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数	CT検査 201件	MRI検査 132件
○ 共同利用に係る病床の病床利用率	0%	

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

CT MRI 病床 5床

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有・無
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：地域医療センター
職種：看護師

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別添2のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1. 研修の内容

別添3のとおり

2. 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	26 回
(2) (1) の合計研修者数	1,135 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3. 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
- イ 研修委員会設置の有無 有・無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別添4のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講義室	106.54 m ²	(主な設備) 会議机、椅子、 プロジェクター、スクリーン、マイク
図書室	18.90 m ²	(主な設備) 書架、パソコン、机、椅子
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)
	m ²	(主な設備)

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長
管理担当者氏名	事務局長

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		診療録保管庫及び電子カルテ内	患者ごとに保管
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療センター	
	救急医療の提供の実績	医事課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	医学教育センター	
	閲覧実績	医事課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療センター	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長
閲覧担当者氏名	事務局長
閲覧の求めに応じる場所	事務局 医事課医事・診療情報担当
閲覧の手続の概要 地域医療センターまたは医事課へ申し出る	

前年度の総閲覧件数		0 件
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	0 件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	2 回	
委員会における議論の概要		
<ul style="list-style-type: none">○ 地域医療支援病院としての実績及び計画について○ 地域医療センターの取組について○ その他		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・ <u>相談室</u> その他 ()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	5,854 件
患者相談の概要	
<ul style="list-style-type: none">○退院援助 (転院・施設入所、在宅支援)○受診・入院援助 (かかりつけ医の紹介・調整、入院先紹介、病院受診や入院援助)○経済的問題援助 (医療費、生活費等に関する調整)○家族問題援助○療養上の問題に関する援助 (受容、心理的・社会的問題、理解促進、人間関係調整)○日常生活援助○情報提供○その他	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 一般病院 2 3rdG : Ver. 1.1 平成27年11月受審 (平成28年4月更新)	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 病院ホームページ	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 看護師1名、MSW1名、PSW1名、相談員2名	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 肺がん、胃がん、大腸がん (以上術後連携クリティカルパス) 大腿骨頸部骨折、脳卒中 (以上地域連携クリティカルパス)	
・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み パスを作成し一部運用を開始している。医療機関や施設を訪問し、パスの周知を図り運用の拡大に努めている。	

別添1 (様式例第13)

○重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

番号	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤・非専従	8:30~17:15	
2	医師		常勤・非専従	〃	
3	医師		常勤・非専従	〃	
4	医師		常勤・非専従	8:30~17:15 17:15~8:30	当直勤務あり
5	医師		常勤・非専従	〃	〃
6	医師		常勤・非専従	〃	〃
7	医師		常勤・非専従	〃	〃
8	医師		常勤・非専従	〃	〃
9	医師		常勤・非専従	〃	〃
10	医師		常勤・非専従	〃	〃
11	医師		常勤・非専従	〃	〃
12	医師		常勤・非専従	〃	〃
13	医師		常勤・非専従	〃	〃
14	医師		常勤・非専従	〃	〃
15	医師		常勤・非専従	〃	〃
16	医師		常勤・非専従	〃	〃
17	医師		常勤・非専従	〃	〃
18	医師		常勤・非専従	〃	〃
19	医師		常勤・非専従	〃	〃
20	医師		常勤・非専従	〃	〃
21	医師		常勤・非専従	〃	〃
22	医師		常勤・非専従	〃	〃
23	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
24	看護師		常勤・専従	〃	
25	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	当直勤務あり
26	看護師		常勤・専従	〃	〃
27	看護師		常勤・専従	〃	〃
28	看護師		常勤・専従	〃	〃
29	看護師		常勤・専従	〃	〃
30	看護師		常勤・専従	〃	〃
31	看護師		常勤・専従	〃	〃
32	看護師		常勤・専従	〃	〃
33	看護師		常勤・専従	〃	〃
34	看護師		常勤・専従	〃	〃
35	看護師		常勤・専従	〃	〃
36	看護師		常勤・専従	〃	〃
37	看護師		常勤・専従	〃	〃
38	看護師		常勤・非専従	〃	〃
39	看護師		常勤・非専従	〃	〃
40	看護師		常勤・非専従	〃	〃
41	看護師		常勤・非専従	〃	〃
42	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
43	看護師		常勤・専従	〃	〃
44	看護師		常勤・専従	〃	〃
45	看護師		常勤・専従	〃	〃
46	看護師		常勤・専従	〃	〃
47	看護師		常勤・専従	〃	〃
48	看護師		常勤・専従	〃	〃
49	看護師		常勤・専従	〃	〃
50	看護師		常勤・専従	〃	〃
51	看護師		常勤・専従	〃	〃

番号	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
52	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
53	看護師		常勤・専従	〃	〃
54	看護師		常勤・専従	〃	〃
55	看護師		常勤・専従	〃	〃
56	看護師		常勤・専従	〃	〃
57	看護師		常勤・専従	〃	〃
58	看護師		常勤・専従	〃	〃
59	看護師		常勤・専従	〃	〃
60	看護師		常勤・専従	〃	〃
61	看護師		常勤・専従	〃	〃
62	看護師		常勤・専従	〃	〃
63	看護師		常勤・専従	〃	〃
64	看護師		常勤・専従	〃	〃
65	看護師		常勤・専従	〃	〃
66	看護師		常勤・専従	〃	〃
67	看護師		常勤・専従	〃	〃
68	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
69	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
70	看護師		常勤・専従	〃	〃
71	看護師		常勤・専従	〃	〃
72	看護師		常勤・専従	〃	〃
73	看護師		常勤・専従	〃	〃
74	看護師		常勤・専従	〃	〃
75	看護師		常勤・専従	〃	〃
76	看護師		常勤・専従	〃	〃
77	看護師		常勤・専従	〃	〃
78	看護師		常勤・専従	〃	〃
79	看護師		常勤・専従	〃	〃
80	看護師		常勤・専従	〃	〃
81	看護師		常勤・専従	〃	〃
82	看護師		常勤・専従	〃	〃
83	看護師		常勤・専従	〃	〃
84	看護師		常勤・専従	〃	〃
85	看護師		常勤・専従	〃	〃
86	看護師		常勤・専従	〃	〃
87	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
88	看護師		常勤・専従	〃	
89	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
90	看護師		常勤・専従	〃	〃
91	看護師		常勤・専従	〃	〃
92	看護師		常勤・専従	〃	〃
93	看護師		常勤・専従	〃	〃
94	看護師		常勤・専従	〃	〃
95	看護師		常勤・専従	〃	〃
96	看護師		常勤・専従	〃	〃
97	看護師		常勤・専従	〃	〃
98	看護師		常勤・専従	〃	〃
99	看護師		常勤・専従	〃	〃
100	看護師		常勤・専従	〃	〃
101	看護師		常勤・専従	〃	〃
102	看護師		常勤・専従	〃	〃
103	看護師		常勤・専従	〃	〃
104	看護師		常勤・専従	〃	〃

番号	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
105	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
106	看護師		常勤・専従	〃	〃
107	看護師		常勤・専従	〃	〃
108	看護師		常勤・専従	〃	〃
109	看護師		常勤・専従	〃	〃
110	看護師		常勤・専従	〃	〃
111	看護師		常勤・専従	〃	〃
112	看護師		常勤・専従	〃	〃
113	看護師		常勤・専従	〃	〃
114	看護師		常勤・専従	〃	〃
115	看護師		常勤・専従	〃	〃
116	看護師		常勤・専従	〃	〃
117	看護師		常勤・専従	〃	〃
118	看護師		常勤・専従	〃	〃
119	看護師		常勤・専従	〃	〃
120	看護師		常勤・専従	〃	〃
121	看護師		常勤・専従	〃	〃
122	看護師		常勤・専従	〃	〃
123	看護師		常勤・専従	〃	〃
124	看護師		常勤・専従	〃	〃
125	看護師		常勤・専従	〃	〃
126	看護師		常勤・専従	〃	〃
127	看護師		常勤・専従	〃	〃
128	看護師		常勤・専従	〃	〃
129	看護師		常勤・専従	〃	〃
130	看護師		常勤・専従	〃	〃
131	看護師		常勤・専従	〃	〃
132	看護師		常勤・専従	〃	〃
133	看護師		常勤・専従	〃	〃
134	看護師		常勤・専従	〃	〃
135	看護師		常勤・専従	〃	〃
136	看護師		常勤・専従	〃	〃
137	看護師		常勤・専従	〃	〃
138	看護師		常勤・専従	〃	〃
139	看護師		常勤・専従	〃	〃
140	看護師		常勤・専従	〃	〃
141	看護師		常勤・専従	〃	〃
142	看護師		常勤・専従	〃	〃
143	看護師		常勤・専従	〃	〃
144	看護師		常勤・専従	〃	〃
145	看護師		常勤・専従	〃	〃
146	看護師		常勤・専従	〃	〃
147	看護師		常勤・専従	〃	〃
148	看護師		常勤・専従	〃	〃
149	看護師		常勤・専従	〃	〃
150	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
151	看護師		常勤・非専従	8:30~17:15 10:00~18:45	待機あり
152	看護師		常勤・非専従	〃	〃
153	看護師		常勤・非専従	〃	〃
154	看護師		常勤・非専従	〃	〃
155	看護師		常勤・非専従	〃	〃
156	看護師		常勤・非専従	〃	〃
157	看護師		常勤・非専従	〃	〃
158	看護師		常勤・非専従	〃	〃
159	看護師		常勤・非専従	〃	〃

番号	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
160	看護師		常勤・非専従	8:30~17:15 10:00~18:45	待機あり
161	看護師		常勤・非専従	〃	〃
162	看護師		常勤・非専従	〃	〃
163	看護師		常勤・非専従	〃	〃
164	看護師		常勤・非専従	〃	
165	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
166	看護師		常勤・専従	〃	〃
167	看護師		常勤・専従	〃	〃
168	看護師		常勤・専従	〃	〃
169	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
170	看護師		常勤・専従	〃	
171	看護師		常勤・専従	〃	
172	看護師		常勤・専従	〃	
173	看護師		常勤・専従	〃	
174	看護師		常勤・専従	〃	
175	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
176	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
177	看護師		常勤・専従	〃	
178	看護師		常勤・専従	〃	
179	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
180	看護師		常勤・専従	〃	〃
181	看護師		常勤・専従	〃	〃
182	看護師		常勤・専従	〃	〃
183	看護師		常勤・専従	〃	〃
184	看護師		常勤・専従	〃	〃
185	看護師		常勤・専従	〃	〃
186	看護師		常勤・専従	〃	〃
187	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
188	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
189	看護師		常勤・専従	〃	〃
190	看護師		常勤・専従	〃	〃
191	看護師		常勤・専従	〃	〃
192	看護師		常勤・専従	〃	〃
193	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
194	看護師		常勤・専従	8:30~17:15 16:30~1:15 0:30~9:15	三交代制
195	看護師		常勤・専従	〃	〃
196	看護師		常勤・専従	〃	〃
197	看護師		常勤・専従	〃	〃
198	看護師		常勤・専従	〃	〃
199	看護師		常勤・専従	〃	〃
200	看護師		常勤・専従	〃	〃
201	看護師		常勤・専従	8:30~17:15	
202	看護師		常勤・専従	〃	
203	看護師		常勤・専従	〃	
204	看護師		常勤・専従	〃	
205	看護師		常勤・専従	〃	
206	看護師		常勤・専従	〃	
207	看護師		常勤・専従	〃	
208	看護師		常勤・専従	〃	
209	看護師		常勤・専従	〃	
210	看護師		常勤・専従	〃	

番号	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
211	臨床検査技師		常勤・非専従	8:30~17:15 17:15~24:00 6:30~8:30	待機あり
212	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
213	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
214	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
215	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
216	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
217	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
218	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
219	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	〃
220	臨床検査技師		常勤・非専従	8:30~17:15	
221	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	
222	臨床検査技師		常勤・非専従	〃	
223	臨床検査助手		常勤・非専従	〃	
224	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30~17:15 17:15~24:00 6:30~8:30	待機あり
225	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
226	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
227	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
228	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
229	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
230	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
231	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
232	診療放射線技師		常勤・非専従	〃	〃
233	薬剤師		常勤・非専従	8:30~17:15	待機あり
234	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
235	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
236	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
237	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
238	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
239	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
240	薬剤師		常勤・非専従	〃	〃
241	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃
242	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃
243	臨床工学技士		常勤・非専従	〃	〃

登録医療機関の名簿

平成27年3月31日現在

医療機関	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
三木医院	医療法人三木会	三好市三野町芝生1027	内科、小児科、泌尿器科	なし
内田医院	医療法人内田医院	三好郡東みよし町加茂1803-9	内科、胃腸科、循環器科、小児科、眼科、皮膚科	なし
宮内二郎	宮内二郎	三好市池田町ササガ1673-1	内科、小児科、アレルギー科	なし
大池医院	医療法人大池会	三好市池田町シマ691	内科、皮膚科、循環器科	なし
北條病院	北條 文彦	三好市池田町又子2526-7	内科、胃腸科、呼吸器科、脳神経外科、整形外科	なし
三野病院	医療法人三野会	三好市三野町芝生136-1	内科、小児科、放射線科、心臓内科	なし
大和外科医院	医療法人大和外	三好市池田町又子2524-2	外科、整形外科、消化器科、小児外科、麻酔科	なし
山下医院	医療法人山下医院	三好郡東みよし町東町3656	内科、胃腸科	なし
松浦医院	医療法人松浦医院	三好郡東みよし町中庄28	内科、呼吸器科、小児科	なし
安宅循環器内科	医療法人安宅循環器内科	三好市池田町ササガ1651-2	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科	なし
三加茂田中病院	医療法人三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	内科、消化器科、外科、神経内科、整形外科	なし
三野田中病院	医療法人三野田中病院	三好郡東みよし町加茂1242-6	内科、整形外科、消化器科、外科、整形外科	なし
内田医院	医療法人内田会	三好市池田町中西ササガワチ254-3	内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科	なし
秋田病院	医療法人秋田会	三好市池田町州津堂215	精神科、神経科、内科	なし
さんさん医院	医療法人さんさん医院	三好郡東みよし町加茂2546-4	内科、小児科、放射線科	なし
徳島健康生生活協同組合	徳島健康生生活協同組合	三好郡東みよし町加茂2546-4	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、整形外科	なし
田岡医院	医療法人田岡会	三好市井川町高岡127-2	内科、消化器科、呼吸器科、小児科、婦人科	なし
村山内科	医療法人村山内科	三好市池田町シマ934-6	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科	なし
宮佐医院	医療法人宮佐医院	三好市池田町ササガ2478-1	内科、神経内科、リハビリテーション科、心臓内科	なし
いわき眼科	医療法人いわき眼科	三好郡東みよし町加茂1515-1	眼科	なし
三好市国民健康保険西三野病院	三好市	三好市池田町又子1270-30	内科、外科、整形外科	なし
深ククリニック	五箇 美由紀	三好市池田町又子2443-1	内科、外科、整形外科、眼科	なし
郷外科内科	郷 正英	三好市池田町川崎宮ノ前123-1	内科、小児科、外科、整形外科	なし
くはらクリニック	医療法人くはらクリニック	三好郡東みよし町高岡148	内科、小児科、アレルギー科、リハビリテーション科	なし
ゆうあいホスピタル	医療法人遊友会	三好郡東みよし町中庄728-1	精神科、神経科、心臓内科、内科	なし
三好市国民健康保険西祖谷山村診療所	三好市	三好市西祖谷山村一字368-9	内科、外科、整形外科、眼科、脳神経外科	なし
内田整形外科病院	医療法人内田会	三好郡東みよし町中庄1011-3	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	なし
三好市国民健康保険大歩危診療所	三好市	三好市山姥町上名1584番地3-3	内科	なし
成田病院	医療法人成田会	美馬市藤町字輝原2576	内科、小児科、整形外科、皮膚科	なし
吉川医院	医療法人吉川医院	美馬市藤町字輝原1558	外科、内科、皮膚泌尿器科、放射線科	なし
佐藤外科医院	佐藤 俊雄	美馬市藤町字輝原1344	外科、胃腸科、整形外科、麻酔科	なし
市橋内科医院	市橋 俊文	美馬市藤町大字藤町字中道725-2	内科、精神科、神経科、循環器科、神経内科	なし
木下医院	医療法人木下クリニック	美馬市藤町喜来字2-1	内科、胃腸科、外科、整形外科、麻酔科、矯正科	なし
木下内科循環器科	医療法人木下内科循環器科	美馬市藤町喜来字2-1	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科	なし
大久保医院	医療法人大久保医院	美馬郡つるぎ町半田字小野146-4	内科、胃腸科、外科、リハビリテーション科	なし
藤町中央医院	藤下 淳多子	美馬市藤町大字藤町316-2	内科、呼吸器内科、麻酔科	なし
神頼科	医療法人神頼科	美馬郡つるぎ町高光字大須賀64-1	眼科	なし
美馬リハビリテーション病院	医療法人美馬リハビリテーション病院	美馬市穴吹町字九区地1-1	内科、整形外科、リハビリテーション科	なし
坂崎内科	医療法人一樹会	美馬市藤町字輝原1415-2	内科、整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	なし
谷病院	谷 隆三	美馬郡つるぎ町高光字中須賀48-2	内科、小児科、精神科	なし
北原外科整形外科医院	医療法人北原外科整形外科医院	美馬市藤町大字藤町字八幡神社下南130-3	内科、脳神経外科、整形外科、麻酔科	なし
佐々木医院	医療法人佐々木医院	美馬郡つるぎ町半田字松生299-1	外科、整形外科、胃腸科、矯正科	なし
大島医院	大島 英治	美馬市藤町字輝原114-1	内科、外科	なし
田村医院	医療法人田村医院	美馬市藤町大字藤町1301-1	内科、麻酔科	なし
成田クリニック	医療法人成田クリニック	美馬郡つるぎ町高光字下12-4	内科、皮膚泌尿器科	なし
折野病院	医療法人折野心会	美馬市藤町大字藤町字東分27-1	内科、消化器科、外科、放射線科	なし
		美馬市藤町字ノロワ225	内科、精神科、神経科	なし

別添3 (様式例第15) 1 研修内容

○褥瘡対策・排泄ケア

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
1	褥瘡研修会	H27.8.20	59	15
2	ストーマケア～装具交換～	H27.12.3	41	15

○西部救急症例検討会

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
3	H27年度第1回西部救急症例検討会	H27.7.1	61	39
4	H27年度第2回西部救急症例検討会	H28.1.20	52	31

○三好内科症例検討会

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
5	第10回三好内科症例検討会	H27.5.20	32	15
6	第11回三好内科症例検討会	H27.9.24	37	18
7	第12回三好内科症例検討会	H28.2.1	47	15

○西部臨床研究会

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
8	第90回西部臨床研究会	H27.6.4	58	8
9	第91回西部臨床研究会	H27.10.27	61	45
10	第92回西部臨床研究会	H28.3.18	51	22

○感染防止対策講演会

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
11	感染対策研修会	H27.5.22	109	27
12	バンドル・スチュワードシップからみた感染対策	H28.3.10	83	12

○緩和ケア症例検討会

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
13	H27年度徳島県緩和ケア研修会	H27.9.13	23	6
14	H27年度徳島県緩和ケア研修会	H27.9.27	19	8
15	How To がん疼痛 Web Lecture	H27.10.7	18	1

○職員研修

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
16	骨折～読影の基本～	H27.11.18	46	4
17	健康寿命を延ばしたい	H27.12.9	29	2

○糖尿病対策

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
18	深化する糖尿病診療	H27.10.22	39	22

○摂食嚥下

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
19	言語聴覚士が実施する摂食嚥下訓練	H27.9.29	97	73
20	第2回摂食嚥下講演会	H28.3.2	84	49

○臨床倫理症例検討会

講師	演題	開催日	参加者数	内院外
21	第1回臨床倫理症例検討会	H27.7.15	16	5
22	第2回臨床倫理症例検討会	H27.8.19	15	2
23	第3回臨床倫理症例検討会	H27.9.16	14	3
24	第4回臨床倫理症例検討会	H27.10.21	13	2
25	第5回臨床倫理症例検討会	H27.11.18	18	8
26	第6回臨床倫理症例検討会	H27.12.16	13	3

別添4（様式例第15）3

○研修指導者の名簿

番号	研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
1		医師	外科	院長	34年	
2		医師	循環器内科	副院長	38年	
3		医師	麻酔科	副院長	32年	
4		医師	脳神経外科	医療局長	27年	医学教育センター長
5		医師	呼吸器内科	呼吸器内科医長	16年	
6		医師	呼吸器内科		2年	
7		医師	内科	部長	20年	
8		医師	消化器内科		10年	
9		医師	循環器内科	循環器内科医長	14年	
10		医師	緩和ケア内科	主任部長	35年	
11		医師	緩和ケア内科	部長	30年	
12		医師	脳神経外科	脳神経外科医長	15年	
13		医師	整形外科	主任部長	26年	
14		医師	整形外科	部長	27年	
15		医師	整形外科		3年	
16		医師	整形外科		3年	
17		医師	泌尿器科	泌尿器科医長	17年	
18		医師	産婦人科	部長	36年	
19		医師	救急科	部長	31年	
20		医師	救急科	部長	21年	
21		医師	総合診療科		5年	
22		医師	総合診療科		2年	

徳島県立三好病院地域医療連携実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県立三好病院（以下「病院」という。）における地域医療連携の実施により、医療資源の効率的かつ効果的な活用を図るとともに、患者の継続的な治療を確保し、良質な医療を提供することを目的とする。

(地域医療連携の実施)

第2条 病院の地域医療連携は、次の各号により実施する。

- (1) 共同診療の実施
 - (2) 高額医療機器等の共同利用
 - (3) 地域の医療従事者に対する研修の場の提供
 - (4) 情報の提供と共有
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域医療連携に関すること
- 2 地域医療連携の運用の詳細については、別に定めるものとする。

(共同診療)

第3条 徳島県美馬市、三好市、美馬郡及び三好郡内に所在する医療機関等において医療等に従事する医師は、徳島県立三好病院長（以下「病院長」という。）の登録を受けることにより、病院の機能を利用することができる。

- 2 第2条第1項第1号に掲げる共同診療の用に供するため、病院に必要な病床を置く。

(共同利用)

第4条 第3条の登録を受けた医師は、病院のCT、MRI等の高額医療機器等を使用することができる。

(医師会研修医の研修)

第5条 第3条の登録を受けた医師は、病院長の許可を受けることにより、病院の医師会研修医として、診療に関する専門知識及び技能を習得することができる。

- 2 病院長は、病院の運営上の事情により医師会研修医の受け入れ人員を制限することができる。

(地域医療センターの設置)

第6条 病院の地域医療連携に関する事務を処理するため、病院に徳島県立三好病院地域医療センター（以下「地域医療センター」という。）を置く。

(医師会との協議)

第7条 前5条の規定の運用に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、病院及び関係市医師会が協議して定める。

(地域医療連携運営委員会の設置)

第8条 病院の地域医療連携を円滑に運営するため、徳島県立三好病院地域医療連携運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第9条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は次の各号に掲げるものから病院長が委嘱する。

- (1) 病院の職員
- (2) 関係市医師会を代表する者
- (3) 西部総合県民局の職員
- (4) 関係市町の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、院長が必要と認める者

3 前項第2号に掲げる委員は、関係医師会の推薦を受けた者とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域医療連携の効率的かつ円滑な推進及び運営に関すること。
- (2) 地域医療連携の運営上生じた問題の解決に関すること。
- (3) 登録医の登録の取り消しに関すること。
- (4) 医師会研修医の認可の取り消しに関すること。
- (5) 徳島県立三好病院地域医療連携に関する関係医師会との覚書の締結及び改廃に関すること。
- (6) その他地域医療連携の運営上必要な事項に関すること。

(役員)

第11条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員会の了承を得て会長が指名する。

2 委員がやむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理人が会議に出席することができる。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

(会議)

第12条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第13条 委員会の庶務は、地域医療センターにおいて処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する共同病床は5床とする。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する共同病床は5床とする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月20日から施行する。